

秋田市文化会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

### 秋田市文化会館条例を廃止する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用に係る廃止前の秋田市文化会館条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）

3 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化会館運営委員会委員の項を削る。